

富士見市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についての要旨

空家等対策を住宅・建築施策として認識し、建設部の分掌事務に「空家等対策の総合調整に関する事」と位置付けることに伴い、富士見市空家等対策協議会に係る庶務の所管を「自治振興部」から「建設部」に移管するため、富士見市空家等対策協議会条例の一部を改正するもの。

1 改正内容

第9条中「自治振興部」を「建設部」に改める。

2 施行日

平成30年4月1日

富士見市空家等対策協議会条例（平成29年条例第28号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>自治振興部</u> において処理する。